

令和3年定例会

環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- 1 議案第38号「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案」 1

(所管事項説明)

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について 4
- 2 第4次三重県食育推進計画（最終案）について 6
別添1、別添2、別冊1
- 3 伊勢茶の振興について 8
別添3
- 4 家畜伝染病に係る本県の対応状況について 10
- 5 みえ森林・林業アカデミーの機能・体制の強化について 12
- 6 水産業におけるAI・ICT技術等の活用状況について 14
- 7 『令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における県有施設の見直しについて（関係分） 16
- 8 各種審議会等の審議状況の報告について 17

- 別冊1 第4次三重県食育推進計画（最終案）

令和3年3月 農林水産部

【議案補充説明】

議案第 38 号「三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案」

1 改正理由

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に鑑み、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下、「条例」と言う。）」の規定を整備するものです。

2 条例改正案の概要

食品衛生法及び食品表示法の一部改正により、新たに自主回収の届出の規定が整備され、農林水産業の生産者と採取者を除く事業者が法律に基づく自主回収の届出対象となったことから、条例第 24 条の自主回収の報告規定から法律と重複する部分を除外し、農林水産業の生産者と採取者のみを、条例に基づく届出対象とする規定を整備します。

3 施行期日

令和 3 年 6 月 1 日

<参考図> 条例の改正前後における、自主回収報告の届出者の範囲

<現行条例>

届出の範囲	届出者	(農林水産業)		製造	輸入	加工	調理	貯蔵	運搬	販売
		生産	採取							
1 食品衛生法の規定に違反する食品等		現行の条例では、すべて網羅								
2 食品表示法の規定に違反する食品等										
健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等（同一ロットを形成するものの中から不備が相当数認められる場合等）										

<条例改正後>

届出の範囲	届出者	(農林水産業)		製造	輸入	加工	調理	貯蔵	運搬	販売
		生産	採取							
1 食品衛生法の規定に違反する食品等		条例改正後の範囲 食品衛生法・食品表示法で規定された範囲 （今回の条例改正で、この範囲を除外する。）								
2 食品表示法の規定に違反する食品等										
健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等（同一ロットを形成するものの中から不備が相当数認められる場合等）										

議案第三十八号

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和三年二月十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

三重県食の安全・安心の確保に関する条例(平成二十年三重県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自主回収の報告)</p> <p>第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令若しくは書面による回収の指導を受けて回収に着手したとき又は食品衛生法第五十八条第一項若しくは食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第十条の二第一項の規定に基づき届け出なければならぬこととされているときを除く。)であつて、当該食品等が健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等に該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p>	<p>(自主回収の報告)</p> <p>第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であつて、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p> <p>一 食品衛生法の規定に違反する食品等(同法第十九条第二項の規定に違反するものを除く。)</p> <p>二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第五条の規定に違反するもの(規則で定めるものに限る。)</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等</p>
2 (略)	2 (略)

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。

提案理由

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に鑑み、自主回収の報告の規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

1 これまでの対応状況

新型コロナウイルス感染症の発生以降、県では本県農林水産業への影響について現場訪問や聞き取り調査を継続的に実施し、実態把握を行ってきました。

また、明らかになった課題に対しては、感染拡大防止と経済活動の両立に向け、県の補正予算や国の支援事業等を活用しながら、速やかに対策を講じてきたところです。

(1) 令和2年度補正予算での対応

【消費拡大及び販売促進】

○ 新たな時代の地産地消・食育推進事業費【6月補正】

給食への食材提供については、関係団体と調整しながら各市町の要望に応じた納入を行い、一定の在庫解消につながりました。

<県産牛肉> 食材納入は約19トンで、2月末での在庫積増分(昨年度比)は18.1トンとなっており、最も在庫が増加した31.5トン(11月)から約43%改善した。

<熊野地鶏> 食材納入は約4.8トンで、9月末以降昨年並の在庫量となっている。

<水産物> 食材納入はマダイ約14.8トン(約18,500尾相当)、ブリ約13.9トン(約7,000尾相当)、マグロ約4.6トン(約390尾相当)となった。

○ 「みえの旬が一番」食べてお得なキャンペーン事業費【9月補正】

量販店の仕入補助と高級県産食材のプレゼントを行う第1弾キャンペーン(令和2年12月1日から令和3年1月末)では、実施量販店において県産農林水産物の仕入れ総額が対前年比約7%増となりました。また、第2弾(令和3年2月10日から3月9日)では協力店舗及びプレゼント応募の対象商品を拡大し、消費者が参加しやすい内容に発展させ、県産農林水産物のさらなる消費喚起と販売促進を図りました。

○ オンラインを活用した販売促進【4月、6月、9月補正】

新たにネット販売に取り組む事業者に対して販売サイトの構築支援を行ったほか、サイト情報を集約して発信するポータルサイトを開設しました。また、オンラインによる営業方法や商談スキルを学ぶ研修会を開催するとともに、商談会を実施しました。さらに、県産農林水産物のデジタルカタログの作成を進めるとともに、事業者間の交流やWEB商談を開催できるプラットフォームの構築を行っています。

【事業者への支援】

○ 新たな時代を切り拓く農林水産人材育成事業費【6月補正】

農林水産事業者を対象に、デジタル技術の活用方法や情報発信の手法等を学ぶオンライン研修会を行い、ビジネスプランのブラッシュアップにつながりました。

○ 創造的かつ革新的な漁協経営強化対策事業費【9月補正】

イセエビをスチーム調理及び真空パックするための機器導入など、内食や中食、通信販売向け商品として加工・販売する新たな取組等に対し、支援を行っています。

(交付決定取組数：11 漁業協同組合、17 取組)

(2) 国から直接団体等へ交付される支援事業の活用

【主な取組】

○ 高収益作物次期作支援交付金

農林水産省に対し、不公平感の解消や予算の十分な確保等について緊急要請を行った結果、交付金を希望するほとんどの生産者で、コスト削減に向けた機械整備等に加え、新たな資材や優良種苗導入などの次期作に向けた前向きな取組に対して支援が実施されました。

(申請 1,733 名、18 億 1,447 万円※野菜、茶、果樹、花き総計)

○ 国産農林水産物等販売促進緊急対策事業

茶、花き、水産物について各団体等が主体となり、県内外において試供品配布等を行い需要喚起や販売促進を図りました。在庫の減少など実質的な効果があったほか、配布に合わせた消費動向調査等の実施により、ニーズ把握につながりました。

<茶> 事業費総額 10 億 560 万円、県内外のイベントや首都圏・関西圏の量販店、ホテル、県内の学校等において総量 155 トンの試供品配布

<花き> 事業費 1,606 万円、県内公共施設及びショッピングセンター等 6 か所での飾花及び一般消費者 (390 名) を対象にした園芸教室の開催

<水産物> 事業費 588 万円、東海地方の量販店に対して試供品配布及び販促資材の提供

2 県内農林水産業への主な影響

米、牛肉、花き等の県内生産者を対象に、2 月中旬に聴き取り調査を実施し、今後の見通し等についての現状把握を行いました。

<主な意見等>

- ・農産物について、ネット販売強化やキャンペーンなど販路拡大や消費喚起の取組を実施しているものの、首都圏等への緊急事態宣言の発出等に伴う需要減の影響が生じている。
- ・牛肉については、感染状況等が見通せない中、今後の需要を想定して生産を調整することが難しい。
- ・花きについては、巣ごもり消費の増加等に伴う消費者の新たなニーズへの対応が必要。
- ・マダイについては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、飼育中の養殖魚が順次出荷時期を迎えることから予断を許さない状況である。

3 今後の対応

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、県の令和 3 年度当初予算においては、金融支援を継続するとともに、販路開拓に向けた取組や資機材の導入、人材の育成など、引き続き幅広い支援を行っていきます。また、学校給食への食材提供については、国の第 3 次補正予算を活用し、県産牛肉、熊野地鶏、茶、水産物について実施することとしており、関係団体や市町等と連携しながら、消費拡大につなげていきます。

併せて、県内外の感染状況等を注視し、変化する状況に対し時機を逸することなく的確に対策を講じ、県内生産者が安心して事業を継続できるよう支援していきます。

(2) 第4次三重県食育推進計画(最終案)について

県では、食育基本法に基づき食育推進計画を策定し、家庭や学校、地域における食育の推進に取り組んできました。今般、現行の「第3次三重県食育推進計画(平成28年度～令和2年度)」の計画期間の満了に伴い、関係部局と連携して「第4次三重県食育推進計画(仮称)」の検討を進め、有識者からの意見聴取やパブリックコメントでの意見を踏まえ、最終案を取りまとめました。

1 中間案に対する意見等について

中間案について、食育に関する有識者12人からの書面による意見聴取を行うとともに、パブリックコメント(令和3年1月8日～2月8日)による意見募集を実施した結果、2名の方から意見をいただきました。

なお、意見聴取およびパブリックコメントでの主な意見は次のとおりです。

【主な意見】

- ① 主指標「朝食を毎日食べている子どもたちの割合」は、朝食を「毎日食べている」を選択した児童に、「どちらかといえば、食べている」を選択した児童を加えて、目標値を100%とすべき。
- ② 調理をする人の幸福感が高い、という調査結果がある他、調理と自尊感情の関連など、調理が食育につながる研究成果も出ていることから「調理」という単語を加えることができないか。
- ③ 「豊かな生活を支える食育の推進の具体的な施策」として、「オ 共食機会の創出」があるが、子ども食堂だけが取り組むように読める。共食の意義を広く県民に伝えることが必要ではないか。
- ④ 全ての市町が食育推進計画を作成するため県の支援について記載すべきではないか。
- ⑤ 食品ロスの削減に向けた取組について、食品製造業者等に対する取組も含めるべきでないか。

2 最終案について

上記①～⑤の意見等を踏まえて、記述を一部修正しました。

【主な修正点】(括弧内は本冊頁)

- ① 第2の「『みえの食育』に取り組む方針および目標項目」において、目標値のうち、「朝食を毎日食べている子どもたちの割合」を国の食育推進基本計画と合わせ、「毎日食べている」と「どちらかといえば、食べている」を合わせた割合として、100%をめざすこととしました(4頁)。
- ② 第3の1「豊かな生活を支える食育の推進」のうち、(2)のア「学校における食に関する指導の充実」に関する部分に、「農林漁業や調理等の」体験を学校の食育に取り入れる旨を記載しました(10頁)。
- ③ 共食の意義については、第3の1「豊かな生活を支える食育の推進」のうち、「家庭での取組」において記載しています(8頁)。(3)のオ「共食機会の創出」については、子ども食堂に地域食堂等を加え、「多様なつながりによる共食の推進」に取り組む旨を記載しました(13頁)。

- ④ 第3の2「豊かな地域を支える食育の推進」において、市町食育推進計画の作成支援を加えました（14頁）。
- ⑤ 第3の3「豊かな環境を支える食育の推進」のうち、食品ロスに関する部分について、フードチェーン全体での商習慣の見直しや地域における食品廃棄物の再利用など、食品ロスの削減に向けた事業者の自主的な取組の促進を追記しました（15頁）。

3 推進体制について

推進体制として、関係部局を構成員とする「三重県食育推進連絡会議」を計画に位置付け、計画の進捗管理を行うとともに、計画の実現に向けて、関係部局間の情報共有や連携等により課題解決を図ります。

また、市町や食育関係団体等が参加する「三重県地域食育推進連絡会議」を開催し、食育推進に向けた機運の醸成を図ります。

4 今後の対応

本委員会でのご意見を踏まえて、本年3月末を目途に「第4次三重県食育推進計画」を策定するとともに、県民の皆さんに広く周知を行い、計画に基づき食育施策が促進されるよう取り組んでまいります。

(3) 伊勢茶の振興について

1 伊勢茶の消費拡大について

(1) 令和2年度 of 取組成果

○国の茶販売促進緊急対策事業を活用し、伊勢茶推進協議会など8団体が県内外のイベントや首都圏・関西圏の量販店、ホテル、県内の学校等での伊勢茶の試供品配布を実施し、伊勢茶の認知度向上を図りました。

○試供品等の配布により、伊勢茶約155トンを使用したことで、茶の生産及び卸売業者等が保有していた在庫の減少や販売環境の改善に一定の効果がありました。

○伊勢茶推進協議会が、試供品の配布とともに実施したインターネットによるアンケート調査について、3月1日の時点で、1,023人の方から回答がありました。

(主な意見)

- ・ティーバッグでも美味しく飲めたことから、今後はティーバッグを利用したい。
- ・マイボトルで簡単に淹れて持ち運べるなら、今後も利用したい。
- ・配布した試供品と同じ商品を買おうとしたが、販売されていない。

(2) 令和3年度 of 取組

○伊勢茶を取り扱う販売事業者等と連携し、伊勢茶上級ティーバッグの商品化とともに、ネット販売を含め、多様なチャネルでの販売促進に取り組みます。

○伊勢茶の積極的な利用に協力していただける伊勢茶応援企業等を募集し、その企業等と連携しながら、オフィスや工場などで従業員等がティーバッグとマイボトルを活用して、伊勢茶を飲用する機会の創出に取り組みます。

2 海外への販路開拓について

(1) 令和2年度 of 取組成果

○国際水準GAPの団体認証の取得及び更新を推進するための、申請書類の作成等の自動化(RPA)ツールの開発、茶生産者やJA営農指導員などを対象として、団体認証取得に必要な内部監査員の育成を行いました。(研修受講延べ69人)

○伊勢茶輸出プロジェクトにおいて、昨年度にアゼルバイジャンに輸出した伊勢茶が、ティーバッグに加工され、一部イギリス、ドイツに輸出されました。本年度は、新型コロナウイルス感染症等に伴う影響により、原料供給が一時停止していますが、輸出再開に向けた協議をオンライン等で進めています。また、ベトナムについて、輸出に向けた商談の足掛かりとするため、現地の高級カフェチェーンと連携し、顧客や従業員等を対象としたオンラインツアーを3月12日に実施(延べ30名参加)し、伊勢茶の栽培・製造加工の現場紹介や伊勢茶の美味しい飲み方、日本茶文化の情報発信などを行いました。

(2) 令和3年度 of 取組

○引き続き、大手旅行会社等と連携しながら、アゼルバイジャンやベトナムなどの現地企業等に対して、伊勢茶を活用した商品や産地を巡る旅行の企画提案など、さまざまな切り口で市場開拓を進め、伊勢茶輸出の拡大につなげていきます。

3. 三重県茶業振興指針の見直しについて

(1) 見直しに向けた基本的な考え方

1月から、指針の見直しに向け、県をはじめ、茶業会議所やJA全農みえ、三重茶農協等による検討会議を開催して、課題の整理、振興方向や具体的な対応策の検討を進めています。

新たな指針では、10年後（令和12年度）を目標年度と定め、次に掲げる3つの取組方向に基づき、目標や具体的な方策などをまとめていきたいと考えています。なお、見直しにあたっては、学識経験者、生産者、茶商工業者、消費者等による懇話会のほか、市町やJAなど茶に関係するさまざまな立場の方からご意見をいただく予定です。

(2) 指針の骨子

現時点で検討している指針の骨子（取組の方向）は以下のとおりです。

○取組方向1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成

- ①持続可能な経営体の育成
 - ・経営規模や生産出荷体制に応じた経営体の育成、新規就農者の確保・育成
- ②生産効率の高い生産基盤づくり
 - ・茶園の整備・改良及び集積・集約化の促進、スマート茶業技術の研究開発と実証、現場への普及
- ③多様なニーズに対応できる生産体制の整備
 - ・リーフ茶、加工品、輸出などさまざまなニーズに対応できる生産体制の整備
 - ・茶栽培履歴管理やGAP団体認証などにかかる茶生産体制のDX化

○取組方向2 国内外への流通体制とプロモーションの強化

- ①茶市場における斡旋や販売機能の強化
 - ・伊勢茶の斡旋先や販路の拡大など茶市場の活性化
- ②輸出の拡大に向けた流通販売体制の整備
 - ・伊勢茶輸出プロジェクトの取組推進、輸出に対応できる茶市場の体制整備、輸出先国に応じたプロモーションの展開

○取組方向3 新たな需要創出による消費の拡大

- ①消費者のライフスタイルの変化に合わせた楽しみ方の提案
 - ・ティーバッグとマイボトル等の活用促進、茶の機能性を生かした需要拡大
- ②日本茶に係る文化等を活用した茶の魅力発信
 - ・歴史・文化を活用した日本茶の魅力発信及び、茶に関する食育の推進

(3) 今後の予定

今後、検討会議における検討などを踏まえた上で中間案をとりまとめ、県議会6月定例月会議の常任委員会でご説明させていただきます。

(今後のスケジュール)

令和3年3月～6月	検討会議における検討、中間案の作成
6月	常任委員会で中間案の説明
6月～10月	懇話会や多方面からの意見聴取、最終案の作成
10月	常任委員会で最終案の説明
10月末	三重県茶業振興指針の策定

(4) 家畜伝染病に係る本県の対応状況について

1 現状

豚熱（CSF）については、飼養豚へのワクチン接種後も国内での発生が散見される中、本県においても令和2年12月に県内2例目となる事例が、伊賀市のワクチン接種農場において発生しました。また、感染源の一つとされる野生いのししの豚熱感染は、伊賀地域から中南勢地域を中心に頻発しており、感染地域は県南部に拡大しています。

高病原性鳥インフルエンザについては、今シーズンの県内での発生はありませんが、近隣県を含む全国で頻発しており、本県においても発生が危惧される状況となっています。

そのため、三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部（B体制）及び三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部（B体制）において、関係部局と情報を共有しつつ対策を進めています。

2 対応状況

(1) 豚熱対策

① 伊賀市の発生農場における防疫措置の対応

- ・令和2年12月29日に伊賀市の養豚農場において豚熱が確認されたため、三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部本庁対策本部員会議を開催し、発生農場における飼養豚の殺処分や豚舎の消毒などの防疫方針を決定するとともに、自衛隊に対し災害派遣支援を要請しました。防疫措置については、自衛隊、三重県建設業協会、東海農政局、伊賀市、JA等の協力を得て、12月29日から開始し、令和3年1月7日に完了しました。また、1月8日には本庁対策本部員会議を開催し、今後の豚熱感染拡大防止対策についての方針等を決定しました。

【防疫措置の概要】

- ・殺処分頭数：7,026頭
- ・防疫措置実施期間：令和2年12月29日～令和3年1月7日
- ・防疫作業等動員人数：延べ4,384名

② 伊賀市での発生を踏まえた豚熱対策の強化

- ・飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るため、人や車両等の農場への出入りの際の消毒、長靴の履き替えなどの対策の徹底、農場における防護柵等の点検及び設置の強化等を指導しているほか、特に感染リスクが高いワクチン接種前の離乳豚を飼養する豚舎（離乳豚舎）における外周への野生小動物侵入防止のための亀甲網の設置や小動物捕獲用粘着シートの設置、消毒薬噴霧などによるウイルス侵入防止対策を進めています。
- ・野生いのししの捕獲強化として、松阪市以北で実施してきた調査捕獲を県内全域に拡大するとともに、近隣で豚熱陽性いのししが確認されているなど豚熱感染リスクが高いと考えられる養豚農場周辺での重点捕獲などを進めています。

- ・発生農場の資金繰り支援として、国の手当金が交付されるまでのつなぎ融資として措置した県独自の三重県豚熱緊急対策資金の活用を進めています。また、風評被害対策として、食の相談窓口の設置や、風評被害防止のための適切な情報発信等を行っています。

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策

- ・今シーズンは、令和2年11月初旬に香川県の農場で発生するなど、例年に比べ初発が早く、四国・九州での頻発に加え、奈良県、和歌山県、滋賀県、岐阜県など近隣県での発生が続いたことから、県では農家に対して防鳥ネットの設置確認、農場等に入出入りする人や車両等の消毒などの飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導してきました。また、11月20日と12月18日の2回にわたり、県内の養鶏農場に対し高病原性鳥インフルエンザの発生予防とまん延防止のための消毒命令を発出し、無償配付した消石灰の散布等による消毒の切れ目ない実施を徹底してきたところです。
- ・令和3年2月3日からは、豚熱の続発や全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生が止まらないことを踏まえ、県内養豚農場・養鶏農場に対し消毒薬を緊急配付し、特にリスクの高い離乳豚舎や豚舎間の移動に係る消毒の徹底、畜・鶏舎内の消毒頻度の増加など一層の消毒強化を図りました。

3 今後の対応

(1) 発生防止対策等の強化

農場における豚熱の発生防止やアフリカ豚熱の侵入防止、並びに高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けて、人や車両等の農場への出入りの際の消毒、野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネットの点検及び設置の強化など飼養衛生管理基準の遵守徹底に向け、引き続き、きめ細かな支援・指導に取り組みます。また、伊賀市の豚熱発生農場の経営再建に向け、養豚農家の意向に沿ったきめ細かな支援を進めます。

豚熱の感染源となる野生いのしし対策として、養豚農場が所在するエリア等への経口ワクチンの重点散布とあわせた県内全域における調査捕獲の継続実施とともに、県が主体で行う指定管理鳥獣捕獲等事業により、捕獲頭数を倍増するなど、野生いのししの捕獲強化を図ります。

(2) 制度改正の要望

豚熱対策として、飼養豚へのワクチン接種方法の改善やワクチン接種農場における適切な殺処分のあり方などについて、養豚農家等の要望も踏まえつつ他府県とも連携しながら、国の行政改革推進本部を通じて規制緩和を働きかけるとともに、様々な機会をとらえ、引き続き国に要望していきます。

(3) 万が一の発生に向けた対応準備

豚熱並びに高病原性鳥インフルエンザが全国で続発していることから、伊賀市における豚熱の防疫対応の検証とともに、関係機関等との連携の確認、訓練の継続など、県内での万が一の発生に備え、防疫対応のさらなるブラッシュアップを図ります。

(5) みえ森林・林業アカデミーの機能・体制の強化について

1 現状

平成31年4月に開講したみえ森林・林業アカデミー(以下「アカデミー」という。)では、主に、既就業者を対象として、新たな視点、多様な経営感覚及び科学的知見を備え、林業・木材産業のみならず地域社会をけん引する人材の育成をめざして講座等を運営しています。

このうち、講座体系の核となるディレクター、マネージャー、プレーヤーの基本3コースについては、2年で55名と、定員を上回る受講生を迎え、既就業者のスキルアップを行う場として大いに活用いただいているところです。

2 林業人材確保・育成体制における課題

一方、アカデミーの対象者は主に既就業者であり、林業事業体が新規就業者の獲得に苦慮する中で、林業・木材産業関連団体からは、シンクタンクや観光事業者など、他産業の知見も取り入れながら、就業希望者から既就業者まで一貫した林業人材育成を行えるよう、アカデミーの機能・体制を見直すべきとの意見も寄せられているところです。

例として、プレーヤー育成コースの想定する対象は、就業後5年を超えた現場技術者としていますが、(公財)三重県農林水産支援センターが実施する就業後5年目程度までの職員を対象とした緑の雇用事業による研修とは、それぞれが独立したものとなっており、連携や連続性の確保が課題となっています。

また、今年度末には、ディレクター育成コースの一期生が修了することとなっていますが、今後、アカデミー修了生が各事業体に戻って学びを実践につなげる際のフォローアップ体制の充実も課題となっています。

加えて、森林教育についても、現状では森林や木に親しむことを主眼としており、新規就業者獲得につながる職業教育としての展開も求められているほか、「三重の木づかい条例」の制定を見据え、県産材の利用促進に向けた人材育成や普及啓発にも一層取り組む必要があります。

3 今後のアカデミーがめざす方向について

こうした課題に対応していくため、令和3年度以降、以下の方向でアカデミーの見直しについて検討していきます。

(1) 若手既就業者への一貫した林業人材育成(令和4年度)

就業後5年目程度までの職員を対象とした、緑の雇用事業による研修とアカデミーにおける研修の位置づけを整理しながら、双方の教育課程を一元的に運営できる体制を構築します。

(2) アカデミー修了生への支援の充実(令和3年度)

アカデミー修了生が身に付けた知識・技術の林業・木材産業現場への定着を促進するなど、林業事業体等への継続的な支援を行うため、研究と深く連携した、より高度かつ最新の技術を適時に伝える普及体制を整備します。

(3) 森林教育から一貫した林業人材育成の展開(令和3年度)

昨年10月に策定した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、子どもの頃から継続

的に森林教育を積み上げることを通じて、新規就業者獲得につながるよう、林業人材育成と一貫した体系の下で森林教育を実施できるような体制を構築します。

(4) 製材・木材加工及び利用に関する講座の新設

建築士や市町の営繕担当職員を対象にした「中大規模木造建築設計セミナー」を継続するほか、令和3年度からは新たに製材事業者や木工関係者を対象にした県産材の利用促進に関する選択講座を実施します。

4 アカデミーの体制見直しについて

(1) 組織の見直し

こうした体制を構築するため、令和3年度において、アカデミーを運営する林業研究所の組織を以下のおり見直すこととしています。

① 研究・普及機能の強化

林業研究所の業務について、林業人材育成、森林教育及び現場への林業技術普及に直結した研究に一層重点を置くとともに、修了生への継続的な技術支援の強化をはじめ、アカデミーにおける研修と林業技術普及との連携を強化するため、現在本庁にある林業技術普及に関する司令塔機能を林業研究所に移管します。

② 森林教育機能の強化

「みえ森林教育ビジョン」に基づく、子どもから大人まで一貫した森林教育を、同一敷地内にあるみえ森づくりサポートセンターと一体となって、企業や学校教育現場等に普及していくため、現在本庁にある森林教育の企画、実行機能を林業研究所に移管します。

(2) 林業人材の確保・育成に係る新たな法人の設立

林業人材の確保・育成には、こうした県の体制強化に加え、林業・木材産業界の積極的な関与が欠かせないものと考えています。

このため、林業・木材産業界をはじめ、シンクタンクや観光事業者など、他産業の知見も取り入れながら、アカデミーの取組や修了生の支援に主体的・積極的に関与できるよう、県の取組と連携した就業者の確保対策や、修了生を支援する産業界のネットワークの構築等を担う新たな一般社団法人の令和4年度の設立に向け、林業・木材産業界と連携して準備を進めていきます。

(3) 関係機関との連携の強化

このほか、環境学習に取り組んでいる三重県環境学習情報センターや、学校教職員向けの研修に協力いただいている三重県総合教育センター、既に連携協定を締結している三重大学や和歌山県農林大学校のほか、他県の林業大学校、オーストリア国営の林業研修施設であるオシアツハ森林研修所との連携をさらに強化していきます。

5 今後の方針

これらの見直しを通じ、みえ森林・林業アカデミーを三重県の林業人材育成、林業技術普及、及び森林教育に係る総合的な支援機関へと体制強化し、子どもから大人まで三重の森林・林業、木材産業を担う人材の確保・育成をさらに進めてまいります。

(6) 水産業におけるAI・ICT技術等の活用状況について

1 現状及び背景

県では、昭和60年から衛星データを利用した漁業者への海況情報の提供や、関東・東海の一都五県の観測データを共有し、衛星データと融合させることで海況情報を高度化した「関東・東海海況速報」を作成するなど、これまでもICT技術等の活用を進めてきました。

近年、「新たな日常」の原動力となる社会全体のDXを推進し、Society5.0への社会変革を進めていくことが求められる中、国は、令和元年度に水産業における先端技術の導入を喫緊の課題と位置づけ、AI・ICT技術等の活用により、水産資源の持続的利用と水産業の産業としての持続的成長の両立を実現するスマート水産業を社会実装させていくこととしています。

一方、県においても、生産性や所得の向上、働き方改革につながる水産業のスマート化を進めており、産学官が連携して、水産業の現場におけるAI・ICT技術の活用に向けた取組を開始するとともに、「みえスマート水産業研究会」においてスマート水産業の社会実装に向けて議論しています。

2 水産業におけるスマート化について

(1) これまでの取組と成果

① 海面漁業

- ・底びき網漁業において、電子化された操業情報や漁獲情報、海洋環境情報を漁船から収集し、得られた情報をAIで解析して伊勢湾の二枚貝等の資源量や漁場形成を予測する手法の開発に取り組むなど、資源評価の精度を高めるための研究開発を進めています。
- ・海女漁業において、ドローンによる航空写真等を活用したマップで藻場の分布や生育状況を確認できるウェブサイトを構築するとともに、水中画像をAIで解析して藻場の種類を自動判別するシステムの開発を進めるなど、海女漁業の主要な漁獲物であるアワビの餌となる藻場を海女が管理する仕組みづくりを進めています。

② 養殖業

- ・真珠養殖やノリ養殖において、湾内に設置したICTブイにより収集した海水温、塩分データなど適正な養殖管理に必要な情報をリアルタイムで配信する仕組みを構築しました。この情報は、真珠養殖では、避寒漁場への移動や真珠取り出し時期の決定に111名の養殖業者が活用しており、ノリ養殖では、育苗期の網管理や摘採時期の決定に51名の養殖業者が活用しています。
- ・高品質な真珠やノリを生産する養殖技術を見える化するため、養殖業者の管理手法やICTブイにより収集した海洋環境データを解析してマニュアル化を進めています。
- ・魚類養殖においては、養殖業者と連携した完全自動型給餌システムや水中カメラを用いた疾病早期発見システムの開発に係る実証試験を開始しており、1割以上の飼料効率の向上がみられるなど、飼料費が多くを占める魚類養殖においてコスト削減効果を見込めることが明らかになりました。

③ 労働環境の改善

ロボット技術を活用した省力化等により、高齢者や女性など多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる「ユニバーサル水産業」の実現に向け、ノリ養殖、カキ類養殖、船びき網漁業等で、アシストスーツやパワードスーツの導入試験を実施しており、労働力軽減や体への負担軽減等の効果を検証した結果、収穫や水揚げなどの現場作業において腰の負担軽減に一定の効果があることが明らかになりました。

(2) スマート水産業の社会実装に向けて

県では、産学官で構成する「みえスマート水産業研究会」を立ち上げ、最新技術や先進事例の情報共有、新技術の現場での試験導入、スマート水産業の社会実装に向けた協議を進めています。

1月に行った研究会では、生産技術のみならず、生産から加工・流通、消費までに係る一連のプロセス全体を俯瞰してスマート化について協議していくなど、今後の検討方向について確認しました。同時に開催した研修会では、鳥羽商船高等専門学校やKDDIによる先進事例について情報共有を図るとともに、生産地域でのスマート化に係る人材の確保・育成の必要性について意見交換しました。

また、これまでの取組成果の横展開を図るため、ノリ養殖で活用しているICTブイについて、定置漁業など他の漁業種類での導入試験を開始しました。

2月の研究会では、現場ニーズ及び課題に係るアンケート結果を共有するとともに、スマート化に向けた工程の策定などについて協議しました。また、研修会では、水産庁が進めるスマート水産業の取組等について情報共有を図りました。

3 今後の取組方向

今後、スマート化でめざす県内水産業の将来像や今後の工程など「みえスマート水産業研究会」での協議結果を踏まえつつ、新たな技術の開発や現場での実証試験、他地域への展開を進め、県内の水産業の幅広い分野においてAI・ICT技術等が実装されたスマート水産業の実現を図っていきます。

(参考)「みえスマート水産業研究会」構成員

三重県漁業協同組合連合会
鳥羽磯部漁業協同組合
三重外湾漁業協同組合
三重県漁業士会
三重県海水養魚協議会
鳥羽商船高等専門学校
三重大学
三重県農林水産部 水産振興課
三重県水産研究所

(7)『令和2年度「第三次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における 県有施設の見直しについて(関係分)

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」(平成29年6月～令和2年3月)での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、「第三次三重県行財政改革取組」において、庁内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しに取り組むとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
17	鳥羽休憩所 (鳥羽ビジターセンター) <直営>	<p>移譲(又は廃止) (令和2年度末を目処に移譲又は廃止する。)</p> <p>当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。</p> <p>鳥羽市の観光案内所などと一部の機能が重複していること、利用者数が少ないこと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.1～H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。 ・H30.12～R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している国立公園協会の拠点の移譲先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行うこととした。 ・R1.12～R2.2 さらに移譲先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点を踏まえ調整を進めた。 ・R2.3 国立公園協会とともに移譲候補先との調整を行った。 ・R2.6 国立公園協会総会(書面)資料により協会の「他の施設への移譲」が協会会員へ周知された。 ・R2.7 国立公園協会とともに8箇所目となる移譲候補先の現地を調査した。 ・R2.9 国立公園協会の臨時理事会において、移譲先が決定された。 ・R3.1 国立公園協会から、R3.9に拠点を鳥羽市内に移譲するとの報告があった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設譲渡について、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園協会の拠点の移譲先が決定したことから、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえて、地元企業等への施設の譲渡、あるいは取壊しを決定する。 	農林水産部

(8) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和2年11月20日～令和3年2月16日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会
2 開催年月日	令和2年12月14日(月)(書面決議)
3 委員	【会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか12名
4 諮問事項	地域森林計画の樹立及び変更について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・北伊勢地域森林計画書(案)についてご審議いただき、適当と認められました。 ・南伊勢地域森林計画、伊賀地域森林計画、尾鷲熊野地域森林計画の変更計画書(案)についてご審議いただき、適当と認められました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県森林審議会 森林保全部会
2 開催年月日	令和2年12月24日(木)
3 委員	【部会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか3名
4 諮問事項	鳥羽市船津町地内における林地開発許可申請について
5 調査審議結果	鳥羽市船津町地内における林地開発許可申請について審議していただき、意見等をいただきました。
6 備考	

1 審議会等の名称	みえ森と緑の県民税評価委員会
2 開催年月日	令和3年2月8日(月)
3 委員	【委員長】三重大学 教授 石川 知明 ほか9名
4 諮問事項	令和2年度事業の評価・提言について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長(石川知明委員)、副委員長(三田泰雅委員)が選出されました。 ・令和2年度事業の進捗状況の報告を行いました。
6 備考	